

東村山市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成 27 年 5 月 19 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市介護保険条例の一部を改正する条例

東村山市介護保険条例（平成 12 年東村山市条例第 9 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 介護保険の第 1 号被保険者に係る保険料の更なる軽減を行うため、本案を提出するものであります。

東村山市介護保険条例の一部を改正する条例

東村山市介護保険条例（平成12年東村山市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第12条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,700円とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東村山市介護保険条例（以下「新条例」という。）第12条第2項の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第12条第2項の規定は、平成27年4月1日以後に課すべき平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

東村山市介護保険条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(保険料率)

第12条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）

第39条第1項第1号に掲げる者 33,100円

(2)～(16) (略)

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,700円とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東村山市介護保険条例（以下「新条例」という。）第12条第2項の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 新条例第12条第2項の規定は、平成27年4月1日以後に課すべき平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

旧 条 例

(保険料率)

第12条 (同左)

(1) (同左)

(2)～(16) (略)